

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省物流・自動車局自動車整備課）

項目名	車検の受検可能期間の拡大に伴う所要の措置											
税目	自動車重量税											
要望の内容	<p>車検の受検可能期間（以下単に「受検期間」という。）の拡大に伴い、租税特別措置法施行令等における「新車新規登録等から13年/18年経過する自動車（以下「経年車」という。）」の経過年数の規定についても、道路運送車両法施行規則の改正に合わせ、付随的な改正を要望する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第90条の11の2、第90条の11の3 租税特別措置法施行令第51条の3 租税特別措置法施行規則第40条の3</p> <table border="1" data-bbox="890 831 1503 999"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>受検可能期間を拡大し、特に年度末（3月）に集中する車検需要の平準化を図ることで、自動車整備工場の車検関連業務の負担軽減及びユーザーの利便性向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現状、自動車の車検は、原則として車検証の有効期間の満了日の1か月前から受検することを可能としている。他方、昨今の自動車整備士の不足に伴い、一部の自動車整備工場において車検に対応できるキャパシティを超えた結果、指定の期間内に車検を受検できない自動車の使用者が生じている。</p> <p>このため、自動車整備工場の働き方改革の推進及び自動車の使用者の利便性向上を図ることを目的として、受検期間を「2か月前から」とするための関係法令の改正を行った（令和6年6月25日公布・令和7年4月1日施行）。</p> <p>一方で、租税特別措置法の体系下においては、経年車の自動車重量税に係る経過年数の考え方について、離島に使用の本拠の位置を有する自動車に関して特例的な規定を設けているところ、今般の道路運送車両法施行規則の改正により使用の本拠の位置に関わらず一律で車検証の有効期間の満了日の「2か月前から」受検することができるようになることを踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離島における経年車の特例的な規定を削除する 若しくは ・ 本土における経年車の考え方を離島における経年車の考え方に合わせる <p>のいずれかの付随的改正を行う必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	